

岐阜市立女子短期大学学生生活動応援寄附金取扱要綱

令和6年7月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人又は団体から募る岐阜市立女子短期大学学生生活動（岐阜市立女子短期大学の学生が行う地域の魅力の向上、課題の解決、人材の育成等に寄与する地域活動をいう。以下同じ。）の応援を目的とした岐阜市立女子短期大学学生生活動応援寄附金（以下「寄附金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の使途)

第2条 寄附金は、岐阜市立女子短期大学学生生活動の財源に充てるものとする。

(寄附の申込み)

第3条 寄附をしようとする個人又は団体（以下「申込者」という。）は、岐阜市立女子短期大学学生生活動応援寄附金申込書（様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ市長が認めた方法による次に掲げる事項を通知して行われる寄附の申込みは、同項の規定による寄附の申込みとみなす。

- (1) 申込者の氏名又は名称及び代表者の氏名
- (2) 申込者の住所又は所在地
- (3) 寄附金の額
- (4) 岐阜市立女子短期大学学生生活動の応援を目的とした寄附金であること。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、特に必要と認めるときは、これらの規定によらないで寄附の申込みを受けすることができる。

(寄附金の受入れ)

第4条 寄附金の納付は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市長が発行する納入通知書による納付
- (2) 岐阜市立女子短期大学事務局の窓口での現金による納付
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に委託して行う納付
- (4) 市長が指定する預金口座への振込みによる納付（あらかじめ金融機関と取扱いに関し契約等を締結した遺言代用信託（信託法（平成18年法律第108号）第2条第1項に規定する信託のうち、金融機関の商品であって、契約者が死亡したときに、あらかじめ契約において指定したものに金銭の支払をするものをいう。）その他市長が認める方法による納付に限る。）

(寄附金受領証明書の交付等)

第5条 市長は、寄附金の納付があったときは、寄附金の受領証明書を当該納付をした者（以下「寄附者」という。）に交付するものとする。

2 寄附金の受領証明書の再交付は、寄附者から求めがあった場合において、市長がやむを得ない事由があると認めるときに限り、行うものとする。

(礼状及び感謝状)

第6条 市長は、寄附金の納付を確認したときは、速やかに礼状を寄附者に贈呈するものとする。

2 市長は、寄附が次の各号のいずれかに該当するときは、感謝状を贈呈することができる。

(1) 寄附金の合計額が、寄附者が個人である場合にあつては（次条第1項の規定による返礼品の贈呈を伴わない場合に限る。）10万円以上、団体である場合にあつては30万円以上あるとき。

(2) 式典その他の催物において寄附金を受領するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

（返礼品）

第7条 市長は、寄附者に対し、返礼品を贈呈することができる。

2 前項の返礼品の贈呈の基準及び品目については、別に定めるところによる。

（寄附金の返還等）

第8条 市長は、寄附が次の各号のいずれかに該当するときは、寄附金の受入れを拒否し、又は受け入れた寄附金を返還することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

(2) 地方自治法第96条第1項第9号に規定する負担付きの寄附であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が、受入れが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による寄附金の受入れの拒否又は返還をした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

（寄附台帳の整備）

第9条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、次に掲げる事項を記載した台帳を整備するものとする。

(1) 寄附者の住所又は所在地の都道府県及び市町村の名称

(2) 寄附者の氏名又は名称及び代表者の氏名

(3) 寄附金の額及び寄附年月日

(4) 寄附者の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに寄附金の額の公表に関する同意の有無

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（公表）

第10条 寄附者の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに寄附金の額は、当該寄附者が希望するときは、市ホームページにより公表するものとする。

2 寄附金の受入状況及び活用状況は、市広報紙への掲載その他の方法により公表するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月29日から施行する。

様式（第3条関係）

岐阜市立女子短期大学学生生活動応援寄附金申込書

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所又は所在地（〒 - ）

連絡先電話番号（ ）

次のとおり、岐阜市立女子短期大学学生生活動の応援のため、寄附をしたいので申し込みます。

寄附金 一 金 円也

氏名又は名称及び代表者の氏名並びに金額について、公表を希望する事項に○を付けてください。

- 氏名又は名称及び代表者の氏名
- 金額

※ 公表に同意いただいた場合は、岐阜市ホームページに掲載します。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用を希望する場合は、○を付けてください。

（ ）ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用を希望します。

※ 後日郵送する寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出が必要です。